

プロダクトデータシート

シーカ®コントロール AER-50

AE剤(1種)

概要

シーカ®コントロール AER-50は、コンクリート中に微細で安定性に優れた空気泡を連行し、フレッシュコンクリートのワーカビリティを改善し、凍結融解抵抗性を増大させるなど優れた性質を付与する空気連行剤です。

用途

- AEコンクリート
- コンクリートの性状改善
- 凍結融解抵抗性の向上

性質 / 特長

- コンクリート中に微細な独立気泡を連行します。
- 単位水量を6~8%減少させます。
- 安定した気泡によりコンクリートの連行空気量の管理が容易です。
- フレッシュコンクリートの性状およびワーカビリティを改善します。
- 凍結融解に対する抵抗性が増大します。
- ブリーディングを減少させます。

製品情報

主成分	ポリオキシエチレンアルキルエーテル硫酸塩
荷姿	18 kg 缶
保存期間	缶の場合、未開封で直射日光を避け、冷暗所に保管して6カ月
保管状態	<ul style="list-style-type: none">直射日光を避け、冷暗所で密封して凍結しないように保管して下さい。開封後はできるだけ早く使い切るようにし、異物が混入しないように注意して下さい。凍結した場合(氷点:-1℃)は自然解凍させた後、よく混合して使用して下さい。
外観 / 色	淡黄色油状液体
密度	1.04~1.08 g/cm ³
塩化物イオン(Cl ⁻)量	0.01 % 塩化物イオン量および全アルカリ量は分析値例
全アルカリ量	5.5% 塩化物イオン量および全アルカリ量は分析値例

技術情報

具体的手引き	JIS A 6204 AE 剤規格による試験		
品質項目		規格値	シーカ®コントロール AER-50
減水率 (%)		6 以上	7
凝結時間の差 (min)	始発	- 60 ~ + 60	+5
	終結	- 60 ~ + 60	+5
圧縮強度比 (%)	材齢 7 日	95 以上	104
	材齢 28 日	90 以上	101
長さ変化比 (%)		120 以下	100
凍結融解に対する抵抗性 [相対動弾性係数 (%)]		60 以上	92
塩化物イオン (Cl ⁻) 量 (kg/m ³)		0.02 以下	0.00
全アルカリ量 (kg/m ³)		0.30 以下	0.00

使用量はセメント質量に対して 0.008 % 使用
塩化物イオン量および全アルカリ量は、シーカ®コントロール AER-50 の分析値より算出

施工情報

- 推奨使用量**
- コンクリートの空気量を 1 % 増加させる使用量は、セメント質量の 0.0005 ~ 0.002 % です。
 - 混和剤に混合するか、別添加でコンクリート練混ぜ水に混合して使用して下さい。

製品データの基礎

このプロダクトデータシートに記載されたすべての技術データは、研究所でのテストを基にしています。実際の測定データは、当社ではコントロールできない環境の相違のために異なる可能性があります。

健康と安全に関する情報

- 混和剤タンク内への立入りは禁止です。
- 長時間皮膚に触れたり、目や口に入らないように注意して下さい。
- 皮膚に付着した場合は水と石鹸で速やかに洗い流して下さい。目に入った場合は、直ちに 15 分以上大量の水で洗い流し、飲み込んだ場合は直ちに吐かせて、口腔内を洗い、医師の診断を受けて下さい。
- 詳細は安全データシートを参照して下さい。
- 廃棄する場合は、産業廃棄物処理業者に委託して下さい。

規制

各地域固有の規制の結果、製品のパフォーマンスが国により異なる可能性があることにご留意ください。実際の施工現場に関する情報は、その地域のプロダクトデータシートをご確認ください。

免責事項

シーカ製品の施工および使用に関する推奨その他の情報は、当社の現時点での知識および経験に従ったものであり、通常の条件下で当社の推奨に従い適切に保管・処理・施工されることを前提としております。実際には、材料、接着面、現場の条件がそれぞれ異なるため、ここに記載されている情報、書面による推奨その他のアドバイスは、商品性や特定目的への適合性について保証するものではなく、また法的関係に基づく責任を生じさせるものでもありません。ユーザーは、シーカ製品がユーザーの意図する施工方法および目的に適しているかどうかを、必ず事前に確認してください。当社は、第三者の財産権を尊重し、製品の特性を変更する権利を有します。すべての注文は、当社の最新の販売・納品条件に従って受注します。ユーザーは常に、使用する製品のプロダクトデータシートの最新版をご参照ください。プロダクトデータシートの最新版は、ご請求いただければ当社がご提供いたします。[15 各地域固有の法令及び規制に対しても、上記免責条項が適用されることがあります。上記免責条項を変更するには、いかなる場合でも、スイス・パールにあるシーカ本社法務部による許可が必要となります。